

平成14年2月12日

環境事業団 環境保全・廃棄物事業部

部 長 箇木 儀郎 (5251-1030)

処理技術室長 山本 昌宏 (5251-1032)

## 北九州事業に係る検討委員会報告書のとりまとめについて

環境事業団では、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会」において、北九州事業の操業に向けての環境安全施策について検討を進めてきましたが、今般、検討委員会報告書がまとまりましたので、お知らせいたします。

### 1. 経緯

北九州事業の環境安全施策については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会報告書「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の処理施設について」(平成13年11月)(以下「処理施設報告書」という。)で基本的な考え方が示され、今般、さらに具体的な考え方が「北九州事業の操業に向けての環境安全施策について」(平成14年2月)(以下「環境安全報告書」という。)として整理された。

### 2. 環境安全報告書の概要

環境安全報告書では、北九州事業の操業に向けての環境安全施策を示すとともに(別紙1参照)処理施設(第1期)における管理区分と、それぞれの区分に応じた管理方法を示した(別紙2参照)。

排気・排水に関する排出モニタリング、環境モニタリング及び作業環境モニタリングの考え方をそれぞれ整理するとともに、緊急時における対応策、連絡体制、専門家による支援体制等についてとりまとめた。

今後の取組として、より現場に即したきめ細かな専門的助言等が行えるような、専門家による支援体制を整備することを提言するとともに、今後想定される環境・安全面での取組を整理した。

### 3. 今後の予定

環境事業団では、昨年11月の処理施設報告書及び本環境安全報告書を踏まえ、北九州事業の操業に向けて、事業の各段階において必要な環境・安全面での取組を進めるとともに、その内容について情報を開示し、リスクコミュニケーションを進める。

## PCB廃棄物処理施設における安全確認の考え方

### PCB等の排出防止及び事故防止並びに環境負荷の極少化

PCB廃棄物の処理施設においては、PCBを安全かつ確実に無害化できるものとするのが重要であり、PCB等の環境への排出を防止すること及びPCB等の漏洩につながるような事故を防止する観点から、処理施設報告書に示された処理施設のハード面・ソフト面での十分な対策を講じた上で、これに見合った運転条件を設定し、その条件を遵守した適切な運転管理を行う必要がある。

また、これらと併せて排気、排水及び残渣の排出量をできるだけ少なくし、最終処分まで考慮した環境へのトータルの負荷を極少化することが重要である。そのため、同様に処理施設における十分な対策を講じた上で、環境負荷を極少化する施設運転を行う必要がある。

### 管理区分の設定

PCBによる作業環境の汚染の可能性や作業環境から外部環境に移行する可能性は、取り扱うPCB廃棄物の種類や様態、処理、作業の内容等に応じて異なるものと考えられ、それらの程度に応じて管理区分を設定することが必要と考えられる。そこで、適切な管理区分を設定し、その管理レベルに応じた安全確認の内容を検討することとする。

### 施設の運転状況の監視

処理施設における安全確認は、まず、施設を構成する各設備が所期の運転条件を満たしていることを常時確認することにより行うことが必要であり、施設の設計段階から運転状況を示す指標、運転条件を設定する指標、常時監視すべき指標等適切な指標と、それらの指標の監視位置を定めておかなければならない。

### 施設におけるモニタリング

施設におけるモニタリングとしては、上記の施設の運転状況の監視に加えて、払出前の処理済物が卒業判定基準を満足していることを確認するとともに、排気・排水を通じての環境への排出を定期的にモニタリングすることが必要である。

## 管理区分の設定と管理の考え方

	区分の考え方	関係する 主な工程	管理の考え方
管理区域 レベル3	通常操業下でPCBによる作業環境の汚染の可能性があるため、レベルの高い管理が必要な区域	前処理工程（粗解体、解体・分別、洗浄機・真空加熱分離設備への搬送のための工程）  受入工程の一部（汚染の有無の確認及び除染のための工程）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制換気、局所換気、負圧管理</li> <li>・排気処理、排出モニタリング</li> <li>・入域者の管理、関係者以外立入禁止</li> <li>・作業に応じた十分な保護装備の着用</li> <li>・作業環境モニタリング</li> <li>・地下浸透防止措置、流出防止措置</li> <li>・1次洗浄完了までは、原則としてグローブボックス等により密閉された空間で行うが、大型トランスの粗解体など、1次洗浄前の工程に作業従事者が立ち入る場合は、局所換気等により作業環境を注意深く管理</li> </ul>
管理区域 レベル2	通常操業下ではPCBによる作業環境の汚染はないが、工程内の作業で間接的に高濃度のPCBを取り扱うため、相応の管理が必要な区域	前処理工程（上記を除く工程）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制換気、負圧管理</li> <li>・排気処理、排出モニタリング</li> <li>・入域者の管理、関係者以外立入禁止</li> <li>・保護装備の着用</li> <li>・作業環境モニタリング</li> <li>・地下浸透防止措置、流出防止措置</li> </ul>
管理区域 レベル1	通常操業下ではPCBによる作業環境の汚染はなく、工程内のPCBは設備内に密閉されているため、最小限の管理で対応できる区域	液処理工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制換気、（負圧管理）</li> <li>・排気処理、排出モニタリング</li> <li>・一般の見学ルートではないが、見学者の立入可能</li> <li>・簡易な保護装備の着用</li> <li>・作業環境モニタリング</li> <li>・地下浸透防止措置、流出防止措置</li> </ul>
一般PCB 廃棄物取扱区域	上記を除くPCB廃棄物の取扱区域	受入保管工程（容器等外部の汚染がないことを確認した後の工程に限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般換気</li> <li>・非常時を想定した排気処理</li> <li>・地下浸透防止措置、流出防止措置</li> </ul>